

後期高齢者医療制度

●平成30・31年度の保険料率が決まりました

	平成28・29年度	平成30・31年度	増減
均等割額	56,085円	56,085円	据え置き
所得割額	11.17%	10.83%	0.34ポイント減
賦課限度額	57万円	62万円	5万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます。

●保険料額の算出方法

▶個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等（※1）に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額 (年額) (10円未満切り捨て)	=	均等割額 56,085円	+	所得割額 $\left(\begin{array}{l} \text{総所得} \\ \text{金額等} \end{array} - 33 \text{万円} \right) \times \begin{array}{l} \text{所得割率} \\ (\text{基礎控除額}) \end{array}$ 10.83%
------------------------------------	---	------------------------	---	--

※1：「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

●平成30年度の保険料軽減措置

▶世帯（※2）の所得額等に応じて、均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	軽減の基準 (同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額（※3）の合計額で判定)
9割軽減	5,608円	「33万円以下」で、「被保険者全員が年金収入80万円以下で、ほかに所得がない」
8.5割軽減	8,412円	33万円以下
5割軽減	28,042円	「33万円＋27.5万円×被保険者数」以下（※4）
2割軽減	44,868円	「33万円＋50万円×被保険者数」以下（※4）

※2：「世帯」とは、4月1日時点の世帯（年度途中で75歳になる方、県外から転入された方等はその時点）が基準となります。

※3：「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金の場合は、さらに15万円を控除して計算します。

※4：平成30年度も軽減対象の拡充が実施されています。

▶後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険（※5）の被扶養者だった人は、均等割額が5割軽減（※6）されます（所得割額は、かかりません）。

軽減後の保険料：年額 28,042円

※5：社会保険とは、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌保険）、組合管掌保険、船員保険、共済組合などのことです。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

※6：均等割額の軽減が所得により9割軽減、8.5割軽減に該当する人は、それぞれ9割軽減、8.5割軽減が優先されます。

●保険料額の通知について

▶保険料額の詳細については、7月に送付予定の「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

《問い合わせ》 鞍手町役場保険健康課公費医療係 ☎ 0949-42-2111（内線 202・205）まで